

令和 5 年度

委託費内訳表	種目番号	連絡先	委託担当		
	313		鶴見水道事務所	維持係	<small>ふりがな ひやま くるみ</small> 担当者名 檜山 来海 電 話 045 (521) 2321

設 計 書

- 1 委 託 名 鶴見水道事務所管内除草等作業委託
- 2 履 行 場 所 神奈川県菅田町668番地5ほか
- 3 履 行 期 間 期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
 又 は 期 限 期限 令和 6 年 2 月 29 日まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 _____

- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委 託 概 要
- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1 除草作業 |一式 |
| 人力 | 51m ² |
| 肩掛式飛散防止あり (カッター径255mm) | 651m ² |
| 肩掛式飛散防止なし (カッター径255mm) | 9,536m ² |
| 2 植樹管理作業 |一式 |
| 植樹管理 (高木剪定、60cm未満) | 28本 |
| 植樹管理 (高木剪定、60cmから120cm) | 14本 |
| 植樹管理 (寄植剪定、低木) | 120m ² |
| 植樹管理 (寄植剪定、中木) | 118m ² |
| 3 側溝清掃 |一式 |
| 側溝清掃 (人力清掃工) 無蓋 | 39m |
| 側溝清掃 (人力清掃工) 有蓋・鋼蓋 | 60m |
| 4 処分費 |一式 |

8 部 分 払

委 託 費 内 訳 表

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
除 草 作 業	契約日から 令和5年7月まで	(1)	式	(950,000)	(950,000)
除 草 作 業	令和5年8月から 令和5年10月まで	(1)	式	(960,000)	(960,000)
除 草 作 業	令和5年11月から 令和6年2月まで	(1)	式	(960,000)	(960,000)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額	(¥3, 157, 000)
内 訳 業 務 価 格	(¥2, 870, 000)
消費税及び地方消費税相当額	(¥287, 000)

委託費内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
除草作業				式	(1)		(1,558,151)	
除草作業				式	(1)		(1,210,919)	
除草作業				式	(1)		(785,450)	第 0001 号 内訳書
植樹管理作業				式	(1)		(332,970)	第 0002 号 内訳書
側溝清掃				式	(1)		(92,499)	第 0003 号 内訳書
処分費				式	(1)		(89,532)	
処分費				式	(1)		(84,235)	第 0004 号 内訳書
リサイクル手数料				式	(1)		(135)	第 0005 号 内訳書
処分場などへの運搬工				式	(1)		(5,162)	第 0006 号 内訳書
仮設工				式	(1)		(257,700)	
交通管理工				式	(1)		(257,700)	第 0007 号 内訳書
直接業務費計				式	(1)		(1,558,151)	
共通仮設費計				式	(1)		(49,000)	
共通仮設費（率分）				式	(1)		(49,000)	

委託費内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
純作業費				式				
					(1)		(1,607,151)	
現場管理費				式				
					(1)		(727,000)	
作業原価				式				
					(1)		(2,334,151)	
一般管理費等				式				
					(1)		(535,849)	
作業価格				式				
					(1)		(2,870,000)	
消費税及び地方消費税相当額				式				
					(1)		(287,000)	
委託料				式				
					(1)		(3,157,000)	

委託費内訳表

第 0001 号 除草作業

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0501

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00001 CB320070 除草, 集草(人力), 梱包積込・荷卸(総合) [入力条件]・・・人力, 梱包無し, ハッカー車(回転式・積載容量8m3)	m2	(51)	123	(6, 273)	
00002 CB320050 運搬(堤防除草) [入力条件]・・・ハッカー車(回転式・積載 容量8m3), 有り, 11.0km以下, 全ての費用	m2	(51)	8	(408)	
00003 CB320070 除草, 集草(人力), 梱包積込・荷卸(総合) [入力条件]・・・肩掛式(カッタ径255mm), 梱包無し, ハッカー車(回転式・積載容量8m3), 無し	m2	(9, 536)	68	(648, 448)	
00004 CB320070 除草, 集草(人力), 梱包積込・荷卸(総合) [入力条件]・・・肩掛式(カッタ径255mm), 梱包無し, ハッカー車(回転式・積載容量8m3), 有り	m2	(651)	75	(48, 825)	
00005 CB320050 運搬(堤防除草) [入力条件]・・・ハッカー車(回転式・積載 容量8m3), 有り, 11.0km以下, 全ての費用	m2	(10, 187)	8	(81, 496)	
合 計				(785, 450)	

第 0002 号 植樹管理作業

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0501

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00006 WB811270 植樹管理(高木せん定)	本				
[入力条件]・・・夏期せん定幹周60cm未満, 10本以上50本未満, 無, 無, 未供用区間		(28)	4,498	(125,944)	
00007 WB811270 植樹管理(高木せん定)	本				
[入力条件]・・・夏期せん定幹周60cm以上120cm未満, 10本以上50本未満, 無, 無, 未供用区間		(14)	11,130	(155,820)	
00008 WB811290 植樹管理(寄植せん定)	m2				
[入力条件]・・・低木, 100m2以上1000m2未満, 無, 無, 未供用区間		(120)	174	(20,880)	
00009 WB811290 植樹管理(寄植せん定)	m2				
[入力条件]・・・中木, 100m2以上1000m2未満, 無, 無, 未供用区間		(118)	257	(30,326)	
合 計				(332,970)	

第 0003 号 側溝清掃

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0501

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00010 CB433510 側溝清掃(人力清掃工)	m				
[入力条件]・・・無蓋		(39)	481	(18,759)	
00011 CB433510 側溝清掃(人力清掃工)	m				
[入力条件]・・・有蓋 鋼蓋(ホルト締無)		(60)	1,229	(73,740)	
合 計				(92,499)	

第 0004 号 処分費

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0501

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00012 一般廃棄物処分費 指定処分 資源循環局(1t当り)	t	(6.76)	11,810	(79,835)	管理区:T
00013 建設発生土処分費 [入力条件]・・・指定処分, 普通土(ほぐし土量), 大黒ふ頭中継所,昼間	m3	(1)	4,400	(4,400)	管理区:T
合 計				(84,235)	

第 0005 号 リサイクル手数料

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0501

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00014 剪定枝等リサイクル料(一般廃棄) 枝葉・形状規定無	k g	(1)	22	(22)	管理区:T
00015 剪定枝等リサイクル料(一般廃棄) 幹・形状規定無	k g	(1)	24	(24)	管理区:T
00016 剪定枝等リサイクル料(一般廃棄) 根株・泥付付加・形状規定無	k g	(1)	30	(30)	管理区:T
00017 剪定枝等リサイクル料(一般廃棄) 刈草・形状規定無	k g	(1)	24	(24)	管理区:T
00018 剪定枝等リサイクル料(一般廃棄) 竹・形状規定無	k g	(1)	35	(35)	管理区:T
合 計				(135)	

第 0006 号 処分場などへの運搬工

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0501

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00019 CB210110 土砂等運搬	m3				
[入力条件]・・・現場制約あり, 人力, 土砂(岩塊・玉石混り土含む), 有り, 8.0km以下		(0.5)	4,693	(2,346)	
00020 CB210110 土砂等運搬	m3				
[入力条件]・・・現場制約あり, 人力, 土砂(岩塊・玉石混り土含む), 有り, 10.5km以下		(0.5)	5,632	(2,816)	
合 計				(5,162)	

第 0007 号 交通管理工

内訳書

1 式 当り
適用年版 R0501

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
00021 WB010211 交通誘導警備員A	Post				
		(1)	16,300	(16,300)	
00022 WB010212 交通誘導警備員B	Post				
		(17)	14,200	(241,400)	
合 計				(257,700)	

除草・樹木管理等作業仕様書

- 1 委託名：鶴見水道事務所管内除草等作業委託
- 2 履行場所：神奈川区菅田町 668 番地 5 ほか
- 3 履行期間：令和 6 年 2 月 29 日 まで
- 4 適用仕様書：
 - (1) 横浜市水道局水道工事標準仕様書
【第 1 編 [共通編]・第 1 章 総則・第 1 節 総則、1-1-17 建設副産物(建設発生土及び廃棄物)の処理】
 - (2) 横浜市土木工事共通仕様書
【第 2 編 [道路編]・第 9 章 道路維持・第 22 節 除草工】
【第 4 編 [河川編]・第 6 章 河川維持・第 4 節 除草工】
【第 6 編 [公園緑地編]・第 1 章 基盤整備・第 3 節 施設撤去工、第 2 章 植栽】
- 5 一般事項
この作業を履行するにあたっては、当該委託契約書記載事項及び関係法令等を遵守し、本仕様書並びに特記仕様書（以下「仕様書等」という。）の定めに従い、履行すること。
- 6 委託業務必要書類の提出
受託者は、契約締結後、委託者横浜市水道局（以下「委託者」という。）の指示した各委託業務必要書類を委託者に提出すること。各書類の提出部数は、委託者の指示によること。
ダウンロード先：横浜市ホームページ>事業者向け情報>入札・契約>様式ダウンロード>水道局>各書類（要領・仕様書等）のダウンロード>委託業務共通仕様書（横浜市水道局）及び委託業務様式集
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/suidou/dl/itaku-youshiki.html>
- 7 現場責任者等
 - (1) 受託者は、現場責任者を選定するにあたり、次の全てを満たす者を選定すること。
 - ・受託者と直接的な雇用関係を有すること。
 - ・業務を総合的に把握し、円滑に実施するために、植物管理、市民対応、安全管理、施工管理等の知識を有し、担当職員または監督員との連絡調整を行える者であること。
 - ・作業中現場に常駐し、その運営及び管理を行う者とし、作業等に関し、受託者の一切の権限を行使することができる。
 - (2) 受託者は、現場責任者がやむを得ず現場に常駐できない場合は、事前に担当職員または監督員と協議するものとする。
- 8 作業用機械器具等

受託者は、仕様書等に基づく作業用の機械器具等を使用する際は、各作業に適したものを使用すること。

9 作業上の注意事項

受託者は、施設・設備・樹木などを損傷させないように注意して作業をすること。万一、損傷した場合は、遅滞なく委託者に連絡するとともに、その指示に従い、受託者の負担において、原状に復旧し、その報告書を提出すること。

10 作業箇所

仕様書等に基づく作業の具体的な作業箇所・作業内容等は、別途、委託者が指示するものとする。

11 芝生・草等除草

- (1) 除草作業内容は、作業前に委託者と協議の上、行うこと。
- (2) 刈り込み器具は、草刈機など適正なものを使用すること。
- (3) 作業前に小石等を除去し、周囲に異物が飛散しないようにすること。
- (4) 刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。
- (5) 機械器具等を使用できない場所がある場合は、鎌などの手刈りとし、刈り残しのないようにすること。
- (6) 蔓性雑草がある場合は、除草すること。
- (7) 刈り込み跡は、きれいに整地し、清掃すること。
- (8) 樹木・株物・柵などを損傷しないように刈り込むこと。

12 樹木剪定

- (1) 剪定作業内容は、作業前に委託者と協議の上、行うこと。
- (2) 樹木の育成をもたらすよう剪定すること。
- (3) 周囲の状況に合うように樹形を整えること。
- (4) 剪定後は、きれいに整地し、清掃すること。

13 伐採・伐開・抜根

- (1) 伐採・伐開・伐根作業内容は、作業前に委託者と協議の上、行うこと。
- (2) 高木伐採及び中低木伐採は、樹木の幹を地盤際で切断し、通行に支障がないよう現場管理に努めること。
- (3) 伐開は、残置した根株が通行に支障がないよう整地すること。
- (4) 伐根は、主要な根株を切断及び堀取りし、根株穴は、埋め戻し整地すること。
- (5) 伐採・伐開・抜根作業後は、きれいに清掃すること。

14 植栽・移植

- (1) 植栽・移植作業内容は、作業前に委託者と協議の上、行うこと。
- (2) 植栽は、周囲の状況に合うように景観を整えること。
- (3) 植栽樹木は、幹の損傷、枝折れ等のないものを植栽すること。
- (4) 植栽樹木が完了引渡し後1年以内に、植栽したときの状態で、枯死又は形態不良となった場合には、

当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えること。樹木の枯死又は形姿不良の判定は、委託者と受託者で立会いの上、行うこと。ただし、暴風、豪雨等の天災等により、流失、折損又は倒木した場合は、この限りではない。植替え時期は、委託者と受託者との協議による。

(5) 移植は、根の損傷を最小限に抑えるとともに、樹木の養生を行うこと。

(6) 植栽・移植作業後は、きれいに整地し、清掃すること。

15 他工事等競合

受託者は、作業を履行するにあたって、他工事等作業が競合する場所がある場合は、委託者及び他工事等作業関係者と協議し、工程を調整すること。

16 不法投棄物

受託者は、不法投棄されたごみ（びん・空き缶・その他）を発見した場合は、委託者に速やかに報告し、その指示に従うこと。

17 交通誘導員

受託者は、作業を履行するにあたって、交通誘導員を必要とする場合は、委託者と協議し、適正な配置を行うこと。

18 作業写真

受託者は、作業を履行するにあたって、その作業内容が確認できる全体写真及び部分写真を作業前、作業中、作業完了後に撮影すること。

19 発生材処分

受託者は、現場での発生材を一日の作業終了後、集積して処分し、処分量証明書を委託者に提出すること。

また、処分方法は、横浜市が推進している廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に積極的に取り組むとともに、適正に処理すること。発生材処分については、別紙「剪定枝等の廃棄物の処理に関する特記仕様書」によるものとする。

20 緊急時対応

委託者は、暴風、豪雨等の天災等が発生した場合、また、樹木・草等の伸びが予想以上な場合など緊急対応が必要となった場合は、受託者に対して緊急対応を要請することがあるので、体制を整えること。その場合の契約条件の変更は、委託者と受託者で協議の上、決定する。

21 完成図書

受託者は、作業が完了したときは、業務完了通知書及び完成図書を委託者に提出すること。各書類の提出部数は、委託者の指示によること。

22 完了検査

委託者は、一部又は全部の作業完了後、履行を確認するための部分完了検査又は完了検査を行う。受託者は、委託者の指示により、この検査に立会うこと。

23 その他

本仕様書に疑義を生じた場合は、委託者と受託者で協議して解決することとし、また、本仕様書の記載事項の中で、委託者の承諾を得た事項は、省略又は免除することができる。

剪定枝等の廃棄物の処理に関する特記仕様書（水道局）

本委託の実施に当たっては、受託者は本市が推進している廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等の理念を理解したうえで、本委託から排出される剪定枝、伐採木、刈草、落ち葉等の一般廃棄物（以下、「剪定枝等」と言う。）等を、法令及び仕様書の各項目を遵守し、適正に処理するものとする。

1 適用範囲

この仕様書は、公園・緑地等の維持業務委託において、剪定枝等の処理を行う場合に適用する。

2 剪定枝等の処理の原則

- (1) 土砂、空き缶、ビニール、吸い殻など、植物発生材以外のゴミ等が混入しないよう出来るだけ作業現場で分別し、適正に処理する。
- (2) 剪定枝等は施設が受入可能な規格に解体し、規格外のものが混入しないようにする。
- (3) 剪定枝等の処理
 - ア 剪定枝・伐採木
 - (ア) 設計図書及び担当職員または監督員の指示に従い、市内の一般廃棄物処理許可施設（別紙1参照）へ搬入するものとする。
 - (イ) 上記施設の稼働停止等によりやむを得ず搬入出来ない場合は、「資源循環局 焼却工場」（別紙2参照）へ搬入し、処分するものとする。
 - イ 刈草・落ち葉等
設計図書に従い、市内の一般廃棄物処理許可施設（別紙1参照）又は「資源循環局 焼却工場」（別紙2参照）へ搬入するものとする。
- (4) 処理にあたっては、各処理施設が定める「受入品目」や受入条件を確認して処理するものとする。
- (5) 各施設の利用に際しては、副申書等必要な書類を作成し、手続きをすること。

3 その他

- (1) その他の一般廃棄物、産業廃棄物の処理
 - ア 上記2以外の可燃性の一般廃棄物は、「資源循環局 焼却工場」（別紙2参照）へ搬入し、処理するものとする。
 - イ 現場から発生した産業廃棄物の取り扱いについては、担当職員または監督員と協議すること。
- (2) 廃棄物等の処理に関して疑義のある場合は、必ず担当職員または監督員の確認を受けること。
- (3) 各施設の利用方法等は別紙1及び2を参照のこと。なお、各施設の処理手数料や利用方法等については変更される場合があるので、必ず事前に各施設又は所管課に確認の上、搬入すること。

1 木くずなどを取り扱う横浜市一般廃棄物処分業許可業者の処理施設

横浜市一般廃棄物処分業許可業者は、横浜市のウェブページを参照してください。
なお、施設により受入可能なものの種別、規格が異なりますので御注意ください。

- ◇ 横浜市一般廃棄物処理業許可業者一覧(取扱い廃棄物の種類に注意)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/ippan/kyoka.html>

- ◇ 3R夢 リサイクルを進めよう！

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/ippan/3r/recycle.html>

→ページ内項目「木製のごみ(木くず)のリサイクル」に記載のリンク先「木製廃棄物のリサイクルのお問い合わせ先」の中に、「横浜市内での木くずなど一般廃棄物のリサイクル施設一覧」があります。

2 一般廃棄物(可燃性)の処理施設の利用方法

資源循環局事務所や焼却工場の所在地、電話番号、受入時間、受入基準等は、横浜市のウェブページを参照してください。各工場により、破碎機の有無や受入時間等が異なりますので御注意ください。

処理手数料については、資源循環局事務所又は焼却工場へお問合せください。

焼却工場に搬入する場合は、各工場の稼働状況について工場に確認の上、監督員の指示にしたがってください。

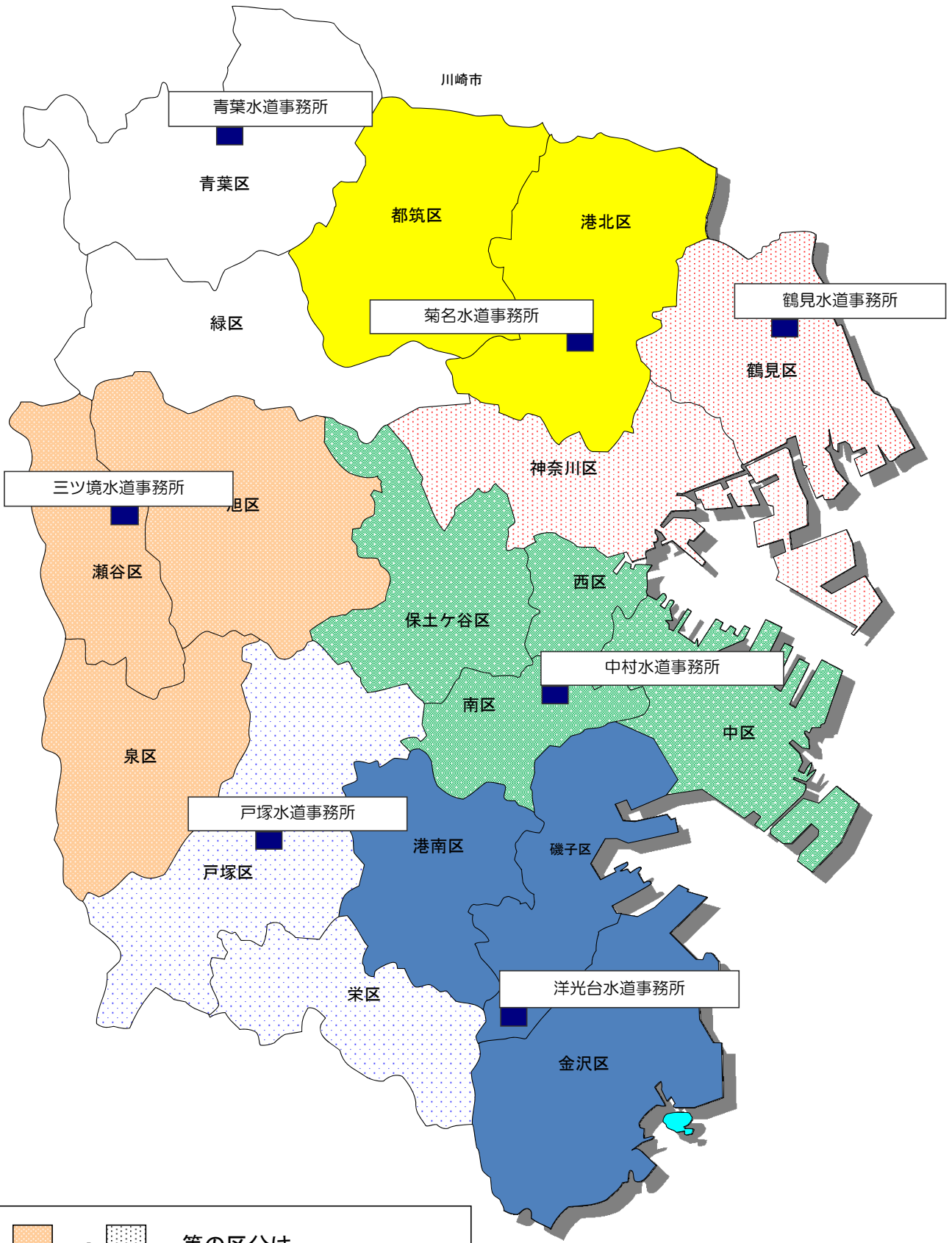
- ◇ 資源循環局事務所一覧


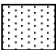
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/jimusho.html>

- ◇ 焼却工場等搬入受入時間・受入基準

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojyo-ukeire.html>

案内図 S=縮尺なし

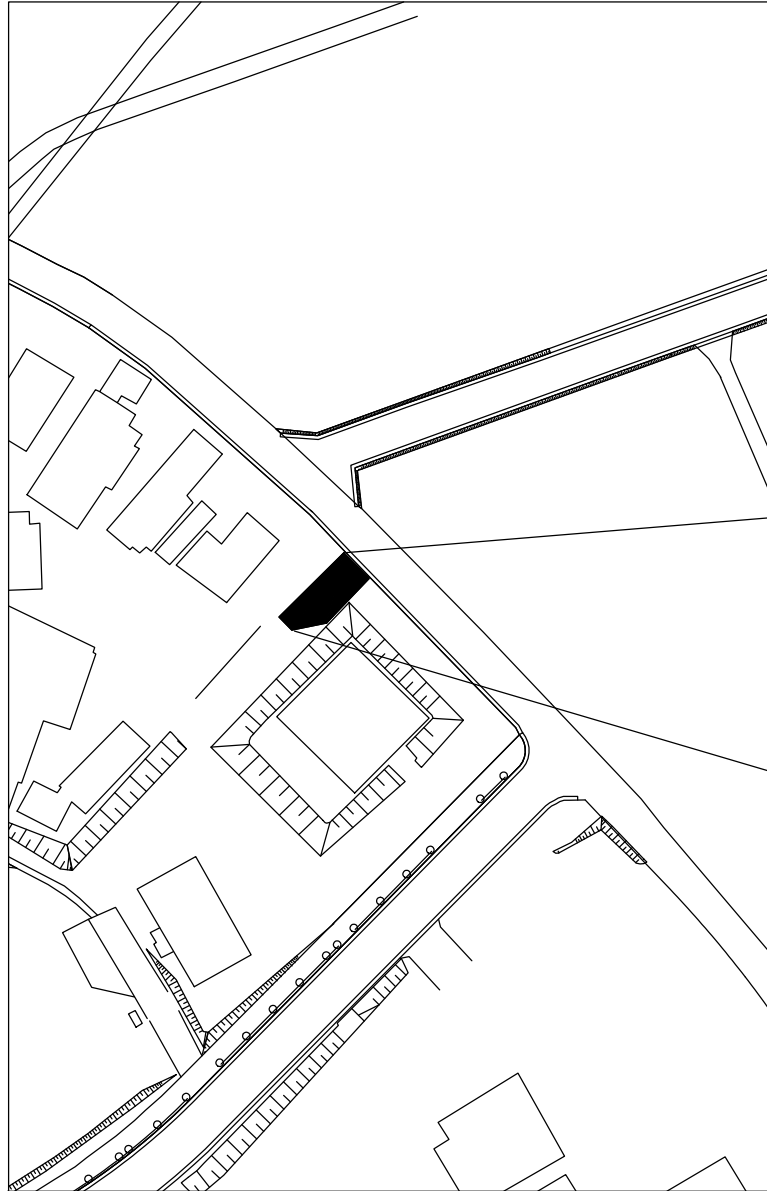




 等の区分は、
 水道局各事業所の管轄区域を表しています。

図名	案内図		
委託名	鶴見水道事務所管内除草等作業委託		
履行場所	神奈川区菅田町668番地5ほか		
縮尺	縮尺なし	図番	1 / 1
横浜市水道局			



(1)
 平面図 S=1/500



No. 1
 西菅田団地
 水道計測設備
 神奈川県菅田町668番地5

メッシュ情報

索引座標 (XY)	6-8:5-4
名称及び名称コード	菅田 61
地理院座標図面コード	IX-LD 84-3

※この図面は工事的以外に使用したり複製しないこと

図名 平面図 (1)

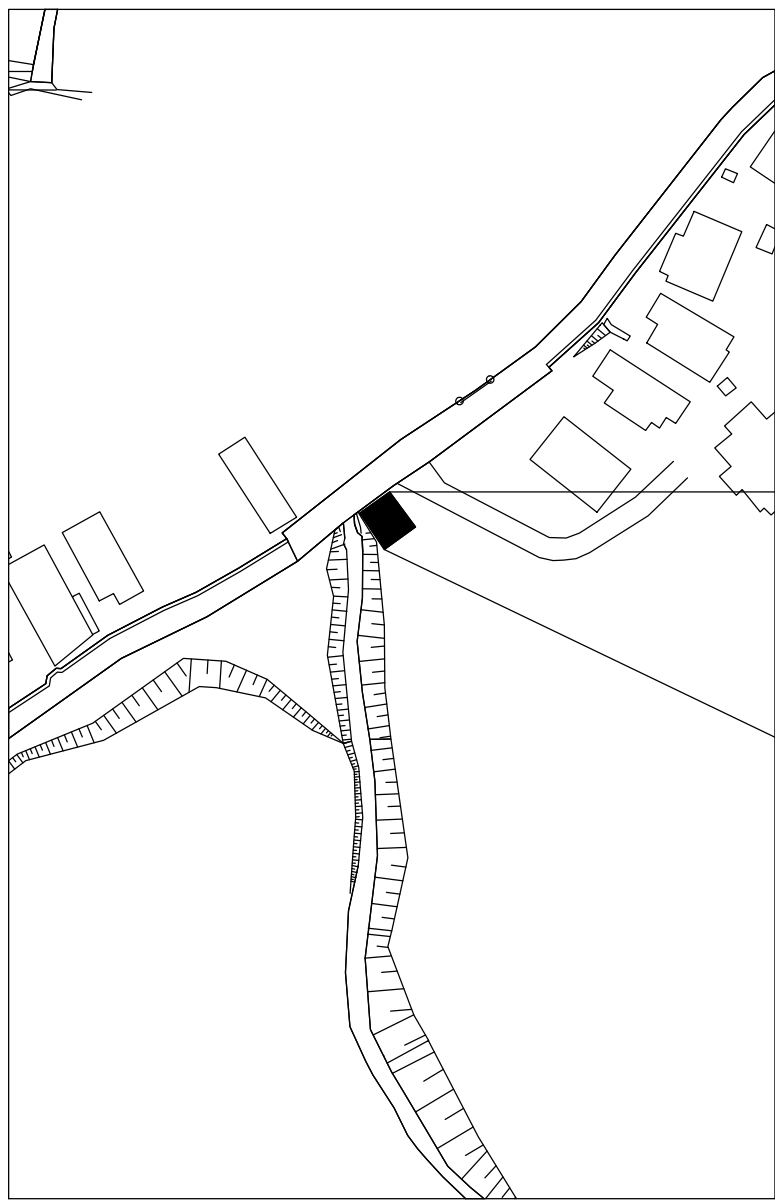
委託名 鶴見水道事務所管内除草等作業委託

履行場所 神奈川県菅田町668番地5ほか

縮尺 1/500 図番 1/15

横浜市水道局

(2)
 平面図 S=1/500



No. 2
 水道管路用地

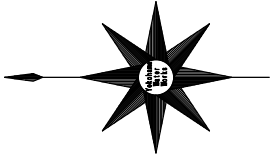
保土ヶ谷区上菅田町632番地

メッシュ情報

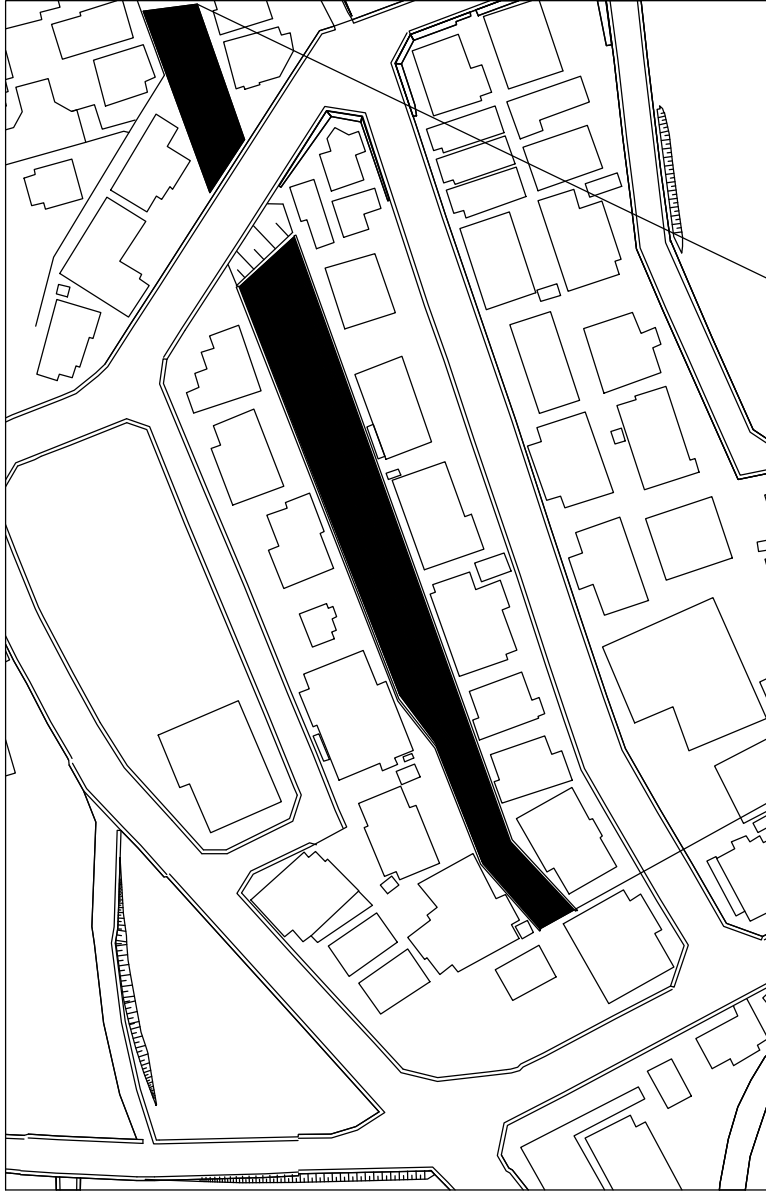
索引座標 (XY)	6-8 : 3-5
名称及び名称コード	菅田 61
地理院座標図面コード	IX-LD 84-3

※この図面は工事的以外に使用したり複製しないこと

図名	平面図 (2)		
委託名	鶴見水道事務所管内除草等作業委託		
履行場所	神奈川県菅田町668番地5ほか		
縮尺	1/500	図番	2/15
横浜市水道局			



(3)
 平面図 S=1/500



No.3
 水道管路用地

神奈川県羽沢町1194番地31

メッシュ情報

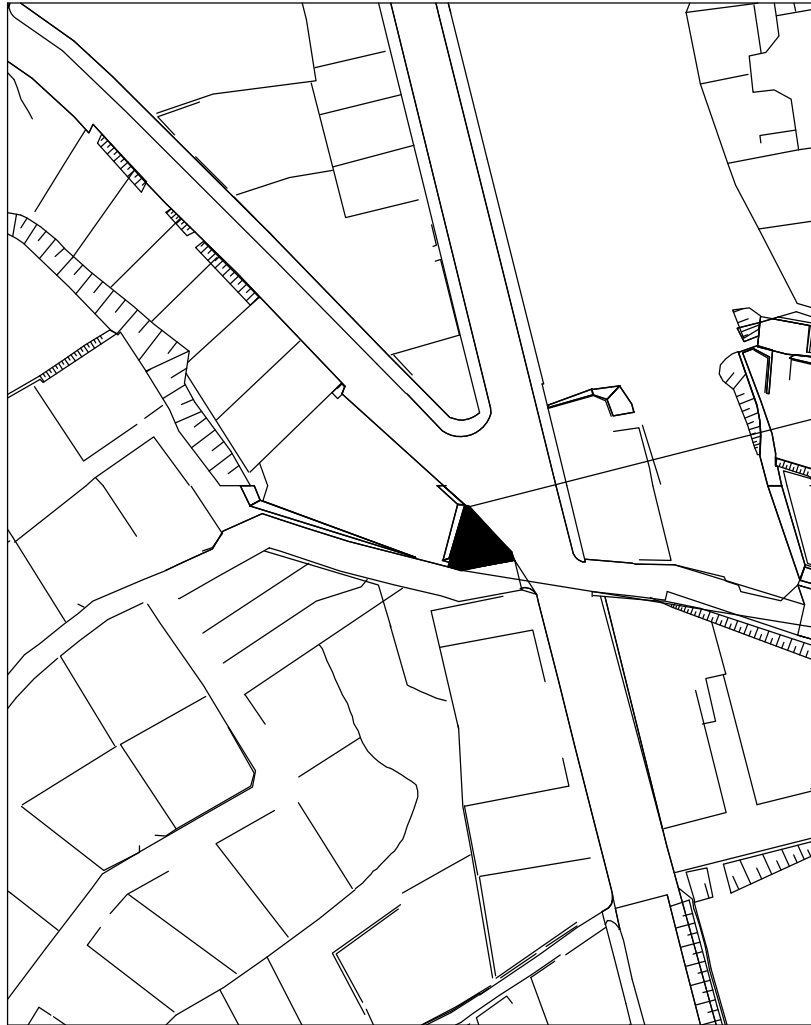
索引座標 (XY)	6-9:4-1
名称及び名称コード	羽沢 73
地形図座標図面コード	IX-LD 94-1

※この図面は工事的以外に使用したり複製しないこと

図名	平面図 (3)		
委託名	鶴見水道事務所管内除草等作業委託		
履行場所	神奈川県羽沢町1194番地5ほか		
縮尺	1/500	図番	3/15
横浜市水道局			



(4)
平面図 S=1/500



No. 4
水道管用地
鶴見区馬場五丁目15番

メッシュ情報

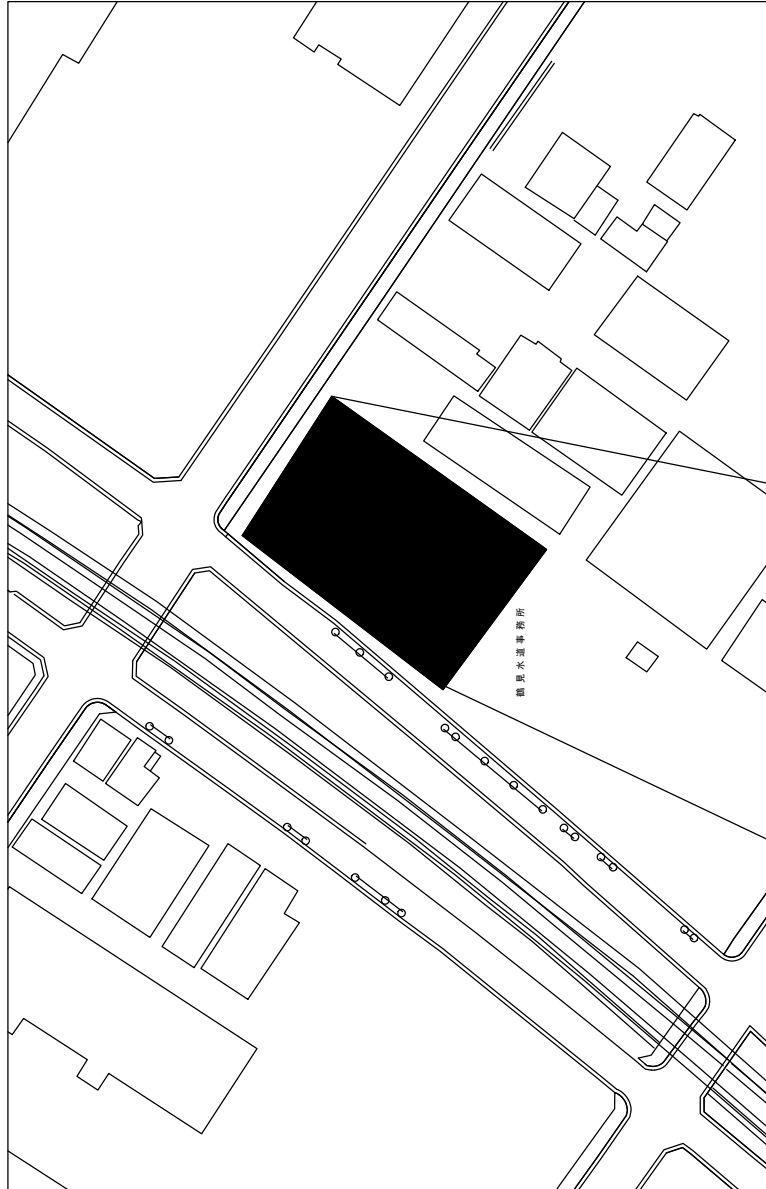
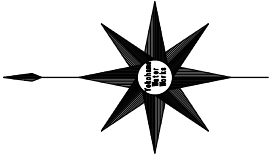
索引座標 (XY)	10-7:2-3
名称及び名称コード	東寺尾 53
地理院座標区画コード	1X-LD 86-1

※この図面は工事目的以外に使用したり複写しないこと

図名	平面図 (4)		
委託名	鶴見水道事務所管内除草等作業委託		
履行場所	神奈川県横浜市鶴見区馬場五丁目15番地5ほか		
縮尺	1/500	図番	4/15

横浜市水道局

(5)
 平面図 S=1/500



メッシュ情報

索引座標 (XY)	11-7:3-3
名称及び名称コード 地籍座標図面コード	鶴見 54 1X-LD_86-2

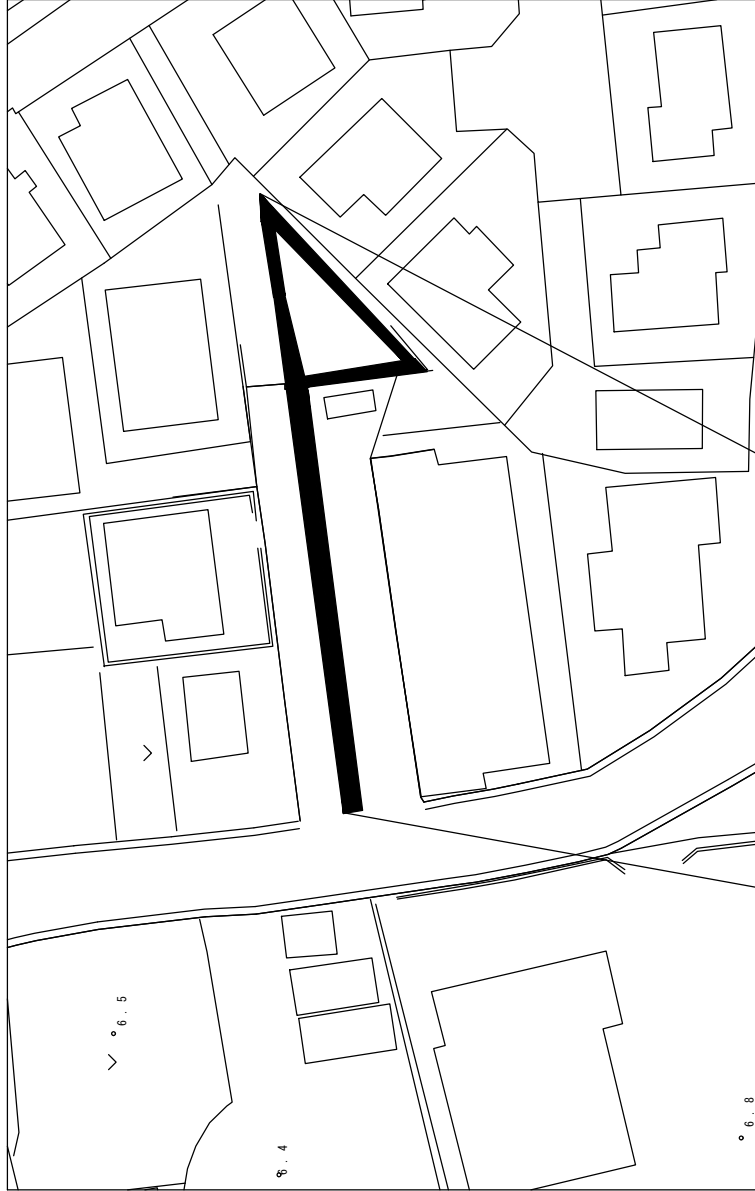
※この図面は工事的以外に使用したり複製しないこと

No.5
 鶴見水道事務所
 鶴見区鶴見中央三丁目4番12号

図名	平面図 (5)		
委託名	鶴見水道事務所管内除草等作業委託		
履行場所	神奈川県蒲田町668番地5ほか		
縮尺	1/500	図番	5/15
横浜市水道局			



(6)
 平面図 S = 1 / 500



メッシュ情報

索引座標 (XY)	10-8:1-6
名称及び名称コード	未番橋 33
地理院座標図面コード	IX-LD 76-1

※この図面は工事目的以外に使用したり複写しないこと

No.6
 駒岡町水道計測設備

鶴見区駒岡三丁目2番6号

図名 平面図 (6)

委託名 鶴見水道事務所管内除草等作業委託

履行場所 神奈川県横浜市港北区新横浜5丁目5番5号

縮尺 1/500 図番 6/15

横浜市水道局



(7)
 平面図 S=1/500



メッシュ情報

索引座標 (XY)	6-8:5-6, 6-6
名称及び名称コード	番田 61
地理院座標図面コード	IX-LD 84-3

※この図面は工事目的以外に使用したり複写しないこと

図名	平面図 (7)		
委託名	鶴見水道事務所管内陸草等作業委託		
履行場所	神奈川県羽沢町668番地5ほか		
縮尺	1/500	図番	7/15
横浜市水道局			



(8)
 平面図 S=1/500



No. 8
 水道管路用地

神奈川県菅田町2063番地

メッシュ情報

索引座標 (XX)	7-8: 2-4
名称及び名称コード	鳥山 62
地理院座標区画コード	1X-LD 84-4

※この図面は工事目的以外に使用したり複写しないこと

図名 平面図 (8)

委託名	鶴見水道事務所管内除草等作業委託		
履行場所	神奈川県菅田町668番地5ほか		
縮尺	1/500	図番	8/15

横浜市水道局

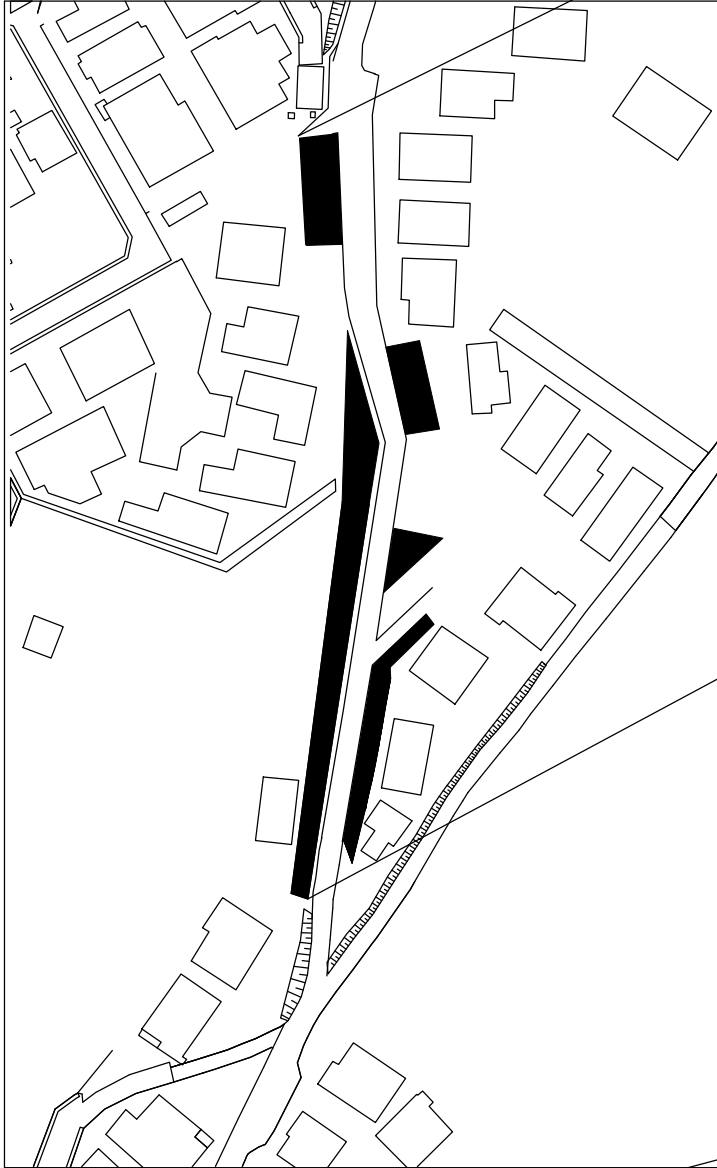
(9)

平面図 S=1/500

神奈川県三枚町256番地及び
262番地先から264番地先まで

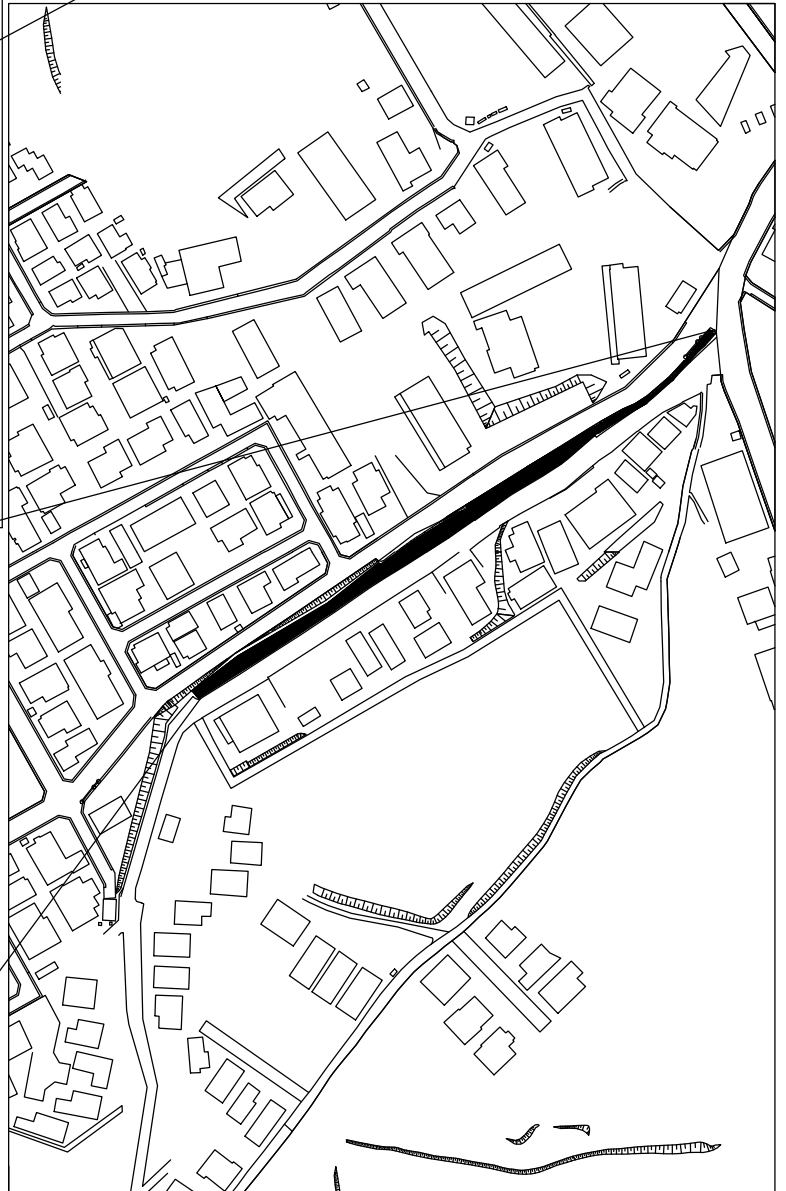
水道管路用地

No.9



No.9
水道管路用地

神奈川県菅田町2607番地及び
2611番地先から2613番地先まで



メッシュ情報

索引座標 (XY)	7-8:4-4、5-4
名称及び名称コード	鳥山 62
地理院座標図面コード	IX-LD 84-4

※この図面は工事事目的以外に使用したり複製しないこと

図名 平面図 (9)

委託名 鶴見水道事務所管内除草等作業委託

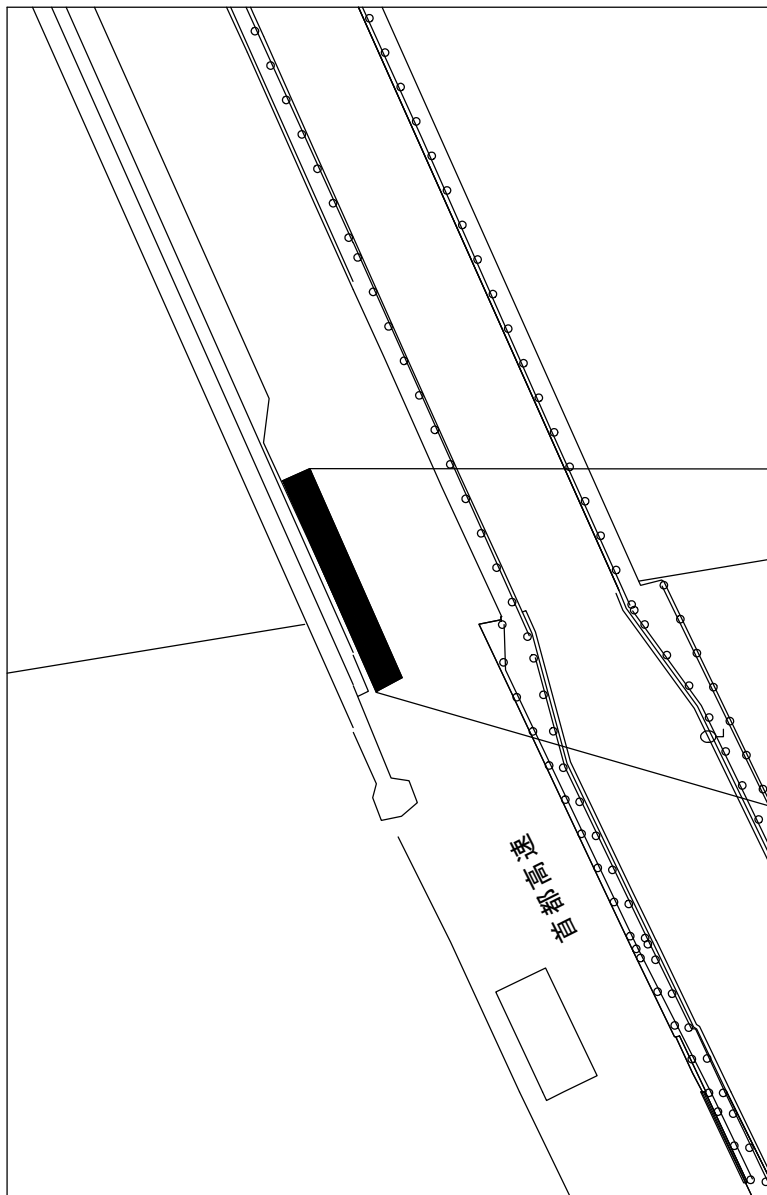
履行場所 神奈川県菅田町668番地5ほか

縮尺 1/500 図番 9/15

横浜市水道局



(10)
 平面図 S=1/500



首領電送

No. 10
 水道管路用地

鶴見区生麦二丁目2036番118号

メッシュ情報

審判図番 (XY)	11-8: 1-4, 1-5
名称及び名称コード	汐入町 66
地理院図番図面コード	IX-LD 86-4

※この図面は工事目的以外に使用したり複写しないこと

図名 平面図 (10)

委託名 鶴見水道事務所管内除草等作業委託

履行場所 神奈川区菅田町668番地5ほか

縮尺 1/500 図番 10/15

横浜市水道局

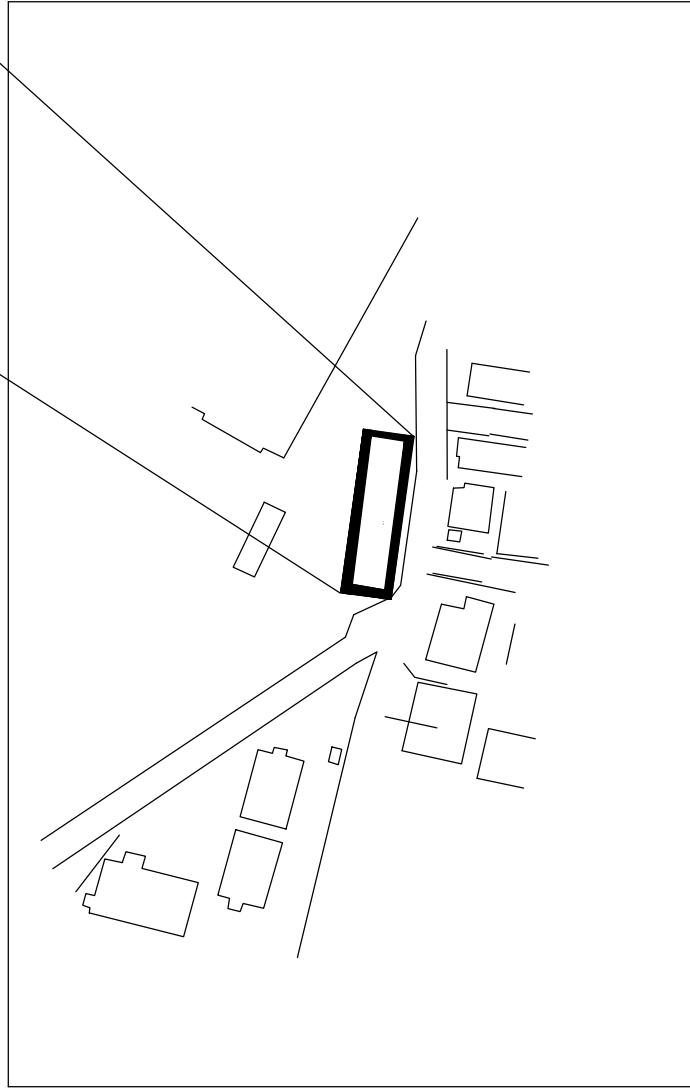
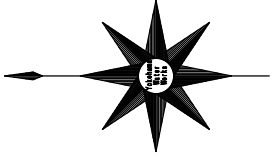
(11)

平面図 S=1/500

鶴見区東寺尾一丁目16番28号

東寺尾配水池用地

No.11



メッシュ情報

索引座標 (XY)	9-8:7-1
名称及び名称コード	大口 64
地理院座標図面コード	1X-LD 85-4

※この図面は工事目的以外に使用したり複写しないこと

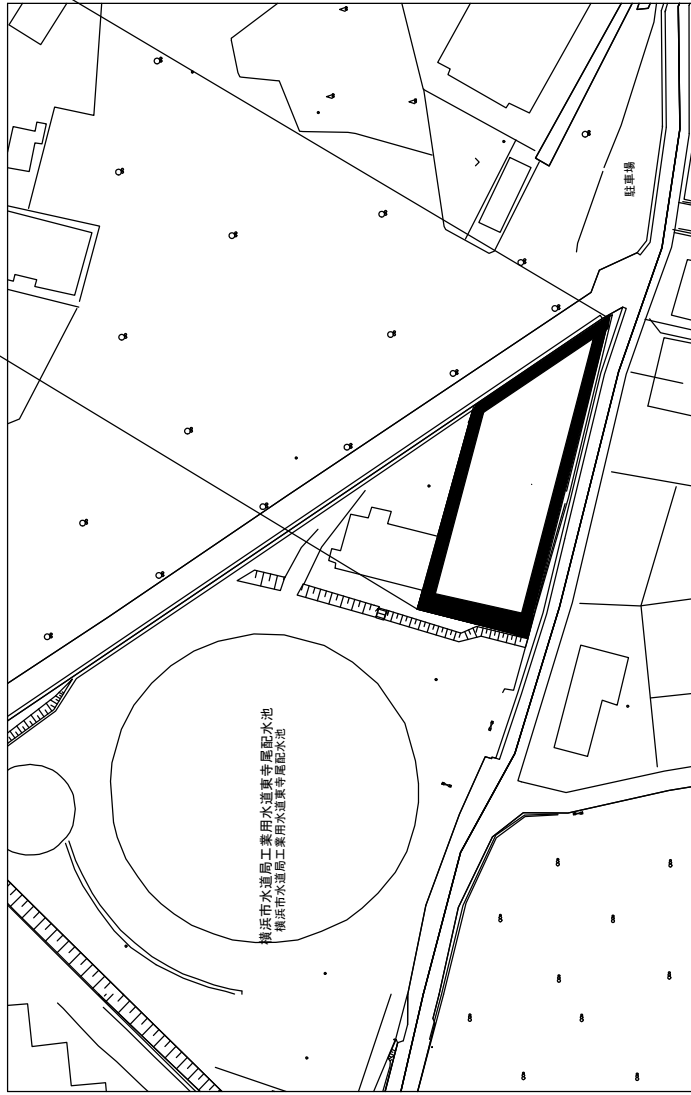
図名	平面図 (11)	
委託名	鶴見水道事務所管内除草等作業委託	
履行場所	神奈川県横浜市港北区菅田町668番地5ほか	
縮尺	1/500	図番 11/15
横浜市水道局		

(12)

平面図 S=1/500

鶴見区東寺尾一丁目16番51号

東寺尾配水池用地
No.12



メッシュ情報

索引座標 (XY)	9-8:7-1
名称及び名称コード	大口 64
地理院座標図面コード	IX-LD 65-4

※この図面は工事目的以外に使用したり複写しないこと

図名 平面図 (12)

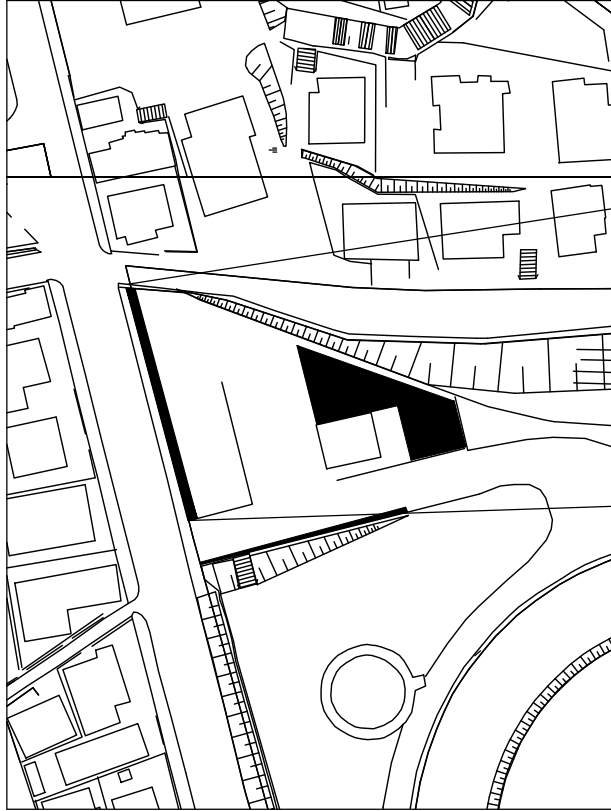
委託名 鶴見水道事務所管内除草等作業委託

履行場所 神奈川県横浜市港北区菅田町668番地5ほか

縮尺 1/500 図番 12/15

横浜市水道局

(13)
 平面図 S=1/500



No. 13
 鶴見区馬場三丁目29番39号
 災害対策施設

メッシュ情報

索引座標 (XY)	10-7:1-3
名称及び名称コード	兼寺番 53
地理院座標図面コード	1X-LD 86-1

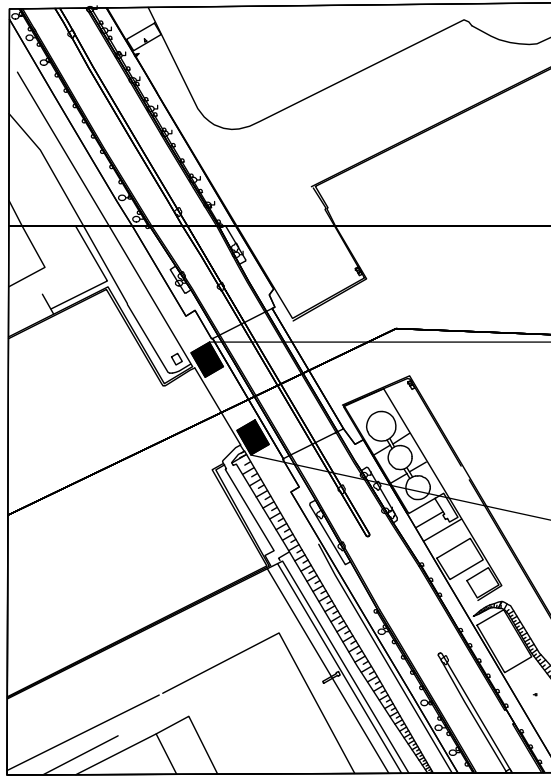
※この図面は工事目的以外に使用したり複写しないこと

図名 平面図 (13)

委託名	鶴見水道事務所管内除草等作業委託		
履行場所	神奈川県横浜市港北区菅田町668番地5ほか		
縮尺	1/500	図番	13/15

横浜市水道局

(14)
 平面図 S=1/500



No. 14

水道管路用地

神奈川県宝町3番地

メッシュ情報

索引図番 (XY)	10-9:5-3
名称及び名称コード	宝町 77
地理院図番図番コード	1X-LD 96-1

※この図面は工事目的以外に使用したり複写しないこと

図名	平面図 (14)		
委託名	鶴見水道事務所管内除雪等作業委託		
履行場所	神奈川県宝町668番地5ほか		
縮尺	1/500	図番	14/15
横浜市水道局			

除 草 作 業 内 訳 表

NO.	管轄	施設名等	履 行 場 所	【前掛式】(㎡) 果敢措置あり【開掛式】(㎡) 果敢措置なし				【人力】(㎡) 果敢措置なし				高水即発		中水/低水管理即発		
				回数	総面積	面積	回割	面積	回割	面積	回割	面積	回割	面積	回割	面積
1	鶴見水道事務所	西菅田池地水道計測設備	神奈川県菅田町6-6-8番地5	3	2	6	42	2	84							
2	鶴見水道事務所	水道管理用地	保土ヶ谷区上菅田町6-3-2番地	3	2	6	43	2	86	6	1					
3	鶴見水道事務所	水道管理用地	神奈川県羽沢町1-9-4番地3-1	43	4	172	609	4	2,676			15				
4	鶴見水道事務所	水道管理用地	鶴見区南第五丁目1-5番地	1	2	2	4	2	8							
5	鶴見水道事務所	鶴見水道事務所	鶴見区鶴見中央三丁目4番1-2号							10	1			60	2	
6	鶴見水道事務所	鶴見水道計測設備	鶴見区鶴見三丁目2-6番地	1	2	2	2	2	20							
7	工業用水課	水道管理用地	神奈川県羽沢町1-9-3番地	2	2	4	25	2	50					47	2	
8	工業用水課	水道管理用地	神奈川県菅田町2-0-6-3番地	3	3	9	48	3	144	35	1					
9	工業用水課	水道管理用地	神奈川県菅田町2-0-7番地	25	4	100	385	4	1,540			10	7			
			神奈川県菅田町2-0-11番地から2-6-1-3番地まで													
			神奈川県三軒町2-5-6番地	58	4	232	909	4	3,636							
			2-5-2番地から2-6-4番地まで													
10	工業用水課	水道管理用地	鶴見区生薬二丁目2-0-3-6番1-18号	2	2	4	37	2	74							
11	工業用水課	東中野区水池用地	鶴見区東中野一丁目1-6番2-8号	2	3	6	35	3	105							
12	工業用水課	東中野区水池用地	鶴見区東中野一丁目1-6番5-1号	9	3	27	146	3	438							
13	鶴見水道事務所	沢管架渠施設	鶴見区南第三丁目2-9番3-9号	8	3	24	122	3	366			29		12	2	
14	鶴見水道事務所	水道管理用地	神奈川県菅田町3番地	19	3	57	103	3	309							
計				179		651	2,578		9,536	51		60	39	28	14	238

※この図面は工事目的以外に使用したり複写しないこと

図名	内 訳 書	
委託名	鶴見水道事務所管内除草等作業委託	
履行場所	神奈川県菅田町6-6-8番地5ほか	
縮尺	NIS	図 番 15/15
横 浜 市 水 道 局		